

ニュージーランド会社法における総会

青木英夫

はじめに

本稿は、「ニュージーランド会社法における取締役および取締役会」（独協法学第10号83頁以下）に続くもので、いうなれば、「ニュージーランド会社法研究(2)」である。前稿と同様に、本文および脚注におけるセクション・ナンバー(s.13のように略記する。)は、Companies Act 1955の条文番号を示し、付則はTable A,art.88のように略記する。また、使用する訳語については、小町谷操三著「イギリス会社法概説」(有斐閣)に訳語があるかぎり、可及的に同一の訳語を使用する。

なお、本来ならば株主と書くべきところでも社員という語を使用したのは、① ニュージーランド会社法においては、株式の帰属者たる社員には、引き受けた株式について払込義務のみを負う社員のほかに、株式の払込義務以外にも無限責任や定款所定の有限責任を負う社員がいること（無限会社や保証有限会社が株式資本を有する場合である。）、② 本稿は株式有限会社のみを対象とするものではないこと、を理由とする。ただ、会社法典（Companies Act 1955）や判例などで明確に株主（shareholder）という語が使用されている場合など、特別の場合には株主という語を使用した。

1 総会の種類

総会には、(1) 創立総会 (*statutory meeting*)¹⁾ (2) 年次総会 (*annual general meeting*)、(3) 臨時総会 (*extraordinary general meeting*) の三つの種類がある。

(1) 創立総会

株式資本を有する公募有限会社はすべて、営業開始の許可をえた日²⁾から1ヶ月経過後にして、かつ3ヶ月以内に、創立総会を開催しなければならない (s.134 (1))。したがって、創立総会は会社成立後に招集されるわけである。

総会の会日の少なくとも14日前に、取締役会は創立報告書 (*statutory report*) と呼ばれる報告書を社員に送付しなければならない。報告書には、次の事項が記載される (s.134 (3))。

- (a) 割り当てた株式の総数、払込のあった金額および割当の対価。
- (b) 割り当てた株式に関して、(a) 以外に会社の受け取った現金の総額。
- (c) 報告書の日付から遡って7日以内の特定の日までにおける収支の概要、残存額および創立費用の計算書または見積書。
- (d) 会社の取締役、監査役、支配人および書記の氏名、住所および職業
- (e) 創立総会に、変更の承認を求める契約の詳細および変更の詳細。

以上の(a)乃至(c)については、監査役の認証が必要である (s.134 (4))。また、創立報告書には2名以上の取締役の認証が必要である (s.134 (3))。創立報

1) 正確には「制定法（会社法典）上の総会」と訳すべきであるが、この総会の本質から本文の訳語を採用した。もちろん、この総会のみが会社法典上の総会であるというわけではない。なお、小町谷・前掲書189頁参照。

2) 登記官吏から営業開始許可証の交付をうけない限り、会社は営業を開始し、または借財をすることができない (s.117 (1)-(3))。これに違反して会社がなした契約は条件付であり、営業開始許可証をうけるまで効力を有しない (s.117 (4))。ただし、私会社にはこの制限はない (see s. 354 (4) and the 9th Sched.)。

ニュージーランド会社法における総会

告書の謄本が登記官吏に届け出られることになっている(s.134⁽⁵⁾)。この創立報告書の制度によって、社員は十分な予備知識をうることができるのである。

総会には、各社員の有する株式数を明らかにした社員名簿が提出される(s.134⁽⁶⁾)。

会社は、創立総会以前においては、目論見書または目論見書に代わる文書に記載した契約条件を変更することを許されない。ただし、創立総会の承認を条件とする場合はこの限りではない(s.52)。

社員は総会に出席し、会社の設立や創立報告書に関する事項について自由に発言することができる。ただ、決議事項は限定されており、付属定款の定める方法で通知された事項に限られている(s.134⁽⁷⁾)。

創立総会の不招集や創立報告書の謄本の登記官吏への不届出は、解散原因となる(s.217^(b))。しかし、創立総会招集の煩わしさをさけるために、会社はまず私会社として設立されるのが普通であり、したがって、創立総会が招集されたり、創立報告書が送付されるのは稀である。³⁾

(2) 年次総会

会社は毎暦年に招集の通知に年次総会なる旨を示して年次総会を招集しなければならない⁴⁾。年次総会と年次総会との間は15ヶ月を超えてはならない。ただし、会社成立後の第1回の年次総会は、会社成立後18ヶ月以内に招集すればよい(s.135⁽¹⁾)。たとえば、1978年10月1日に設立された会社は1980年3月に第1回の年次総会を開催すればよいのである⁵⁾。

以上に違反した場合には、社員の請求にもとづき、裁判所が自ら総会を招集し、または総会の招集を命ずる。裁判所は、この総会招集命令に付隨して

3) W.L. Farrands, *Company Law in New Zealand* (1970), p. 249.

4) 年次総会はしばしば通常総会(ordinary meeting)とも呼ばれる (D.J. Dalgish, *Company Law in New Zealand* (5 th ed., 1965), p. 110.)。

5) Farrands, op.cit., p. 249.

獨協法學

相当と判断する処分をなしうる。たとえば、自らまたは代理人によって出席した社員が1名であっても総会が成立する旨の処分をなしうる(s.135(2))。

(3) 臨時総会

創立総会でも年次総会でもない総会はすべて臨時総会である⁶⁾。付則によれば取締役会は、何時にも臨時総会を招集しうる⁷⁾。

取締役会は、次の場合には、臨時総会の招集を義務づけられる。

(a) 株式資本を有する会社の場合であって、100個以上の議決権を有する社員、または議決権を有する払込済株式資本の10分の1以上を有する社員の請求があるときである(s.136(1))。

(b) 株式資本を有しない会社の場合であって、議決権の10分の1以上を有する社員の請求があるときである。

上の社員の請求は書面をもってなされるが、書面には会議の目的が記載され、かつ請求者の署名がなければならない。請求書は会社の登記した事務所に備え置かれる。請求書が同形式の複数の書面よりなっている場合には、各書面に請求者の1人以上の署名があればよい(s.136(2))。

請求書が会社の登記した事務所に備え置かれた日から21日以内に取締役会が総会招集の手続をとらない場合には、請求者または請求者の総議決権の過半数を有する者は、請求書が置かれた日から3ヶ月以内に、自ら総会を招集できる(s.136(3))。総会招集に要した請求者の費用は会社の負担となるが、会社はその費用を懈怠の責めある取締役の報酬から支払ってもよい(s.136(5))。

社員が直ちに臨時総会を招集しうる場合がある。付属定款に別段の定めがない場合には、発行済株式資本の10分の1以上を有する2人以上の社員は、臨時総会を招集しうる。会社が株式資本を有しない場合には、社員総数の

6) Ibid., p. 249.

7) Table A, art.50.

ニュージーランド会社法における総会

5パーセント以上の数の社員がこの招集権を有する（s.138 (b)⁸⁾）。

会社法典または付属定款に定める方法で、総会を招集し、または会議を運営することが不可能な場合には、裁判所は、職権または取締役もしくは議決権を有する社員の請求によって、裁判所が相当と判断する方法での総会の招集・開催・運営を命ずることができる。同時になす付隨的処分によって、裁判所は、自らまたは代理人により出席する1人の社員で総会が成立するものとなしうる（s.139 (1)）。

2 総会の招集通知

(1) 総会の招集通知の期間

特別決議をなす総会または延会（継続会）（*adjourned meeting*）を除いて⁹⁾総会を招集するには、会日より14日前に書面でその通知をしなければならなく、また、その期間の起算日は、通知が郵送される場合には、投函日の翌日であり、これらに反する付属定款の定めは無効である。もちろん、付属定款で14日を超える通知期間を定めることも、その期間の起算日を投函日の翌日

8) 次のような判例がある

E有限会社の社員は、A、BおよびCの3人であった。AおよびBは取締役であるとともに、おのおの株式の5パーセントを有していた。取締役でないCが株式の90パーセントを有していた。付属定款では総会の定足数は社員2人以上の出席と定められていた。Cが会社法典136条にもとづいて自ら総会を招集したが、BおよびCが欠席したため総会は成立しなかった。Cは、次の臨時総会で取締役を解任する旨の議案を提出することについての特別通知をなすとともに（この通知については、後述する。なお拙稿・前掲94頁参照。）、会社法典にもとづいて、総会の招集および社員1人の出席をもって定足数となす旨の決定を裁判所に求めた。判旨：Cの請求認許。（1）Cの請求を認めなければ、Cは会社法典187条の解任権（これについても、拙稿・前掲参照。）を剥奪されることとなる、（2）取締役は年次総会を招集しないことにより法定義務に違反した（*Re El Sombrero Ltd. [1958] Ch. 909.*）。

9) 特別決議をなす総会の通知期間は正味21日間以上である（a.145 (2)）。延会については、後に延会について述べるところを参照。

獨協法學

後の一定の日と定めることも可能である（s.137^{(1)・(2)}）。上の期間は、通知の発送日またはみなし発送日および会日を除いた正味（clear）の通知期間である¹⁰⁾。

以上の原則に対して例外がある。すなわち、① 年次総会の場合には、年次総会に出席し、議決権を行使しうる社員全員の同意があるとき、② 他の総会については、株式資本を有する会社の場合には、総会に出席し、議決権を行使しうる株式の95パーセント以上を有する株主の同意があるとき、株式資本を有しない会社の場合には、総会における総議決権の95パーセントを有する社員の同意があるとき、通知期間を短縮することができる（s.137⁽³⁾）。もっとも、このような同意がえられるのは、小会社に限られるであろう¹¹⁾。なお、決議が短縮された通知期間にもとづいてなされる場合には、決議に際してそのことが明らかにされていなければならないとされている¹²⁾。

（2）通知に関するその他の規制

付属定款に別段の定めがないかぎり、通知は付則A表にしたがってなされる（s.138）。

（a）通知の方法 通知は、社員に直接手渡すか、または社員名簿上の住所に郵送する。社員がニュージーランド国内に名簿上の住所を有しない場合には、通知を受けるために社員が会社に届け出たニュージーランド国内の住所に郵送する。郵送の場合には、投函日の翌日に通知があったものとみなされる¹³⁾。

社員がニュージーランド国内に社員名簿上の住所を有せず、かつ、通知

10) See Table A, art. 51.

11) Farrands, op. cit., p.251. 全株主の同意があれば、通知に関する正規の手続のすべてを放棄しうるとする判例がある（Re Express Engineering Works Ltd. [1920] 1 Ch. 466 (C. A.); Re Oxford Motor Co. Ltd. [1921] 3 K.B. 32; Parker & Cooper Ltd. v. Reading [1926] Ch. 975.）。

12) Re Pearce Duff & Co. Ltd. [1960] 1 W.L.R. 1014.

13) Table A, art. 131.

ニュージーランド会社法における総会

をうけるためのニュージーランド国内の住所を届け出でていない場合には、会社の登記した事務所の所在地で発行される新聞で通知が公告され、このとき、通知は公告日の正午にその社員になされたものとする¹⁴⁾。

(b) 通知を受ける者 ニュージーランド国内に名簿上の住所を有せず、かつ、通知を受けるためのニュージーランド国内の住所を届け出でていない社員を除いて総社員に通知をしなければならない。通知は監査役に対してもなされる¹⁵⁾。株式の共有者への通知は、名簿に最初に登録されている株主にする¹⁶⁾。死亡・破産社員の場合には、通知は相続人または管財人になされる¹⁷⁾。

(3) 通知に関する瑕疵

通知漏れは、決議を無効にすると解されている¹⁸⁾。この結果をさけるために、付属定款に偶然の通知漏れまたは通知の不受領は総会における手続を無効としない旨を定めるのが、普通である¹⁹⁾。

(4) 通知の記載事項

通知の内容については、付属定款で定められるが、付則A表に定めがある²⁰⁾。これによれば、通知には、総会の期日と場所を記載するほか、特別事項 (spe-

14) Ibid., art. 132.

15) Ibid., art. 135.

16) Ibid., art. 133.

17) Ibid., art. 134. もっとも付属定款に別段の定めがなければ、破産者も総会に出席し議決権を行使しうる (Morgan v. Gray [1953] Ch.83; [1962] 1 All E. R. 26.)。

18), 19) Dalgish, op. cit., p. 111; Farrands, op. cit., p. 252. 付則A表も同様な定めをしている (art 52)。偶然の通知漏れの例として、宛名印刷機による印刷漏れがある (Re West Canadian Collieries Ltd. [1962] Ch. 370.)。これに対して、通知漏れとされなかった例として、私会社の未払込株式の譲渡人の名義が株主名簿上に残っている場合に、通知不要と判断してその者に通知しなかったというのがある。これは、錯誤であり、偶然の通知漏れではないというのである (Re Musselwhite v. C. H. Musselwhite & Son Ltd. [1962] Ch. 964.)。

20) Table A, art. 51.

cial business)の場合には、その事項の概要を明らかにしなければならない。特別事項とは、① 臨時総会におけるすべての決議事項、② 計算書類および取締役・監査役の報告書の承認、退任の場合の取締役の選任および監査役の選任・報酬の決定を除き、年次総会で審議されるすべての事項である²¹⁾。「取締役選任の件」と記載するのみで、退任取締役の後任1人と欠員補充の2人の取締役の選任という特別事項に関する概要の開示があったとする判例がある²²⁾。しかし、これは特別の場合であって、特別事項の概要の開示といいうるためには、各社員が自己の行為の結果を判断して出欠を決しうる程度に総会招集の目的を明らかにする必要があろう²³⁾。取締役の報酬については、その金額を明らかにする必要がある²⁴⁾。

特別決議または臨時決議に関する招集通知には、決議提案の趣旨を開示すべきである (s.145(1)-(2))。²⁵⁾

株式資本を有する会社では、総会の招集通知には、社員は議決権を代理行使しうる旨および代理人は社員たるを要しない旨を記載しなければならない (s.140(2))。

(5) 社員の提案の通知および意見書の配布

総会において議決権を有する社員の総議決権の20分の1以上の議決権を有する社員 (s. 144(2)(a)), または議決権を有する100人以上の社員 (s. 144(2)(b)) は、提出する議案の通知を自らの費用で社員になすことを会社に請求することができる (s. 144(1)(a))。また、上の社員は総会で提出される議案もしくは審

21) *Ibid.*, art. 53.

22) *Choppington Collieries Ltd. v. Johnson* [1944] 1 All E. R. 762.

23) *Farrands*, op. cit. p. 253.

24) 親会社の取締役が子会社の取締役として過去数年に亘って受けとった報酬を追認する臨時総会の決議が、招集通知に報酬総額が記載されていなかったことを理由に無効とされた (*Baillie v. Oriental Telephone Co. Ltd.* [1915] 1 Ch. 503 (C.A.).)。

25) 決議の内容が正確に通知に記載されなければならない (*MacConnell v. E. Prill & Co. Ltd.* [1916] 2 Ch. 57.)。

ニュージーランド会社法における総会

議事項に関する1000字以内の意見書を自らの費用で社員に配布することを請求しうる (s. 144_{(1)(b)})。

上の通知または意見書の配布は、総会の招集通知と同時にしなすことを原則とするが、やむをえない場合には、後からなしてもよい。このときは遅滞なくなさなければならない (s. 144₍₃₎)。

会社または上の請求に不服な者の申立により、裁判所が上の権利が中傷的事項の不要な開示のために濫用されることを認めたときは、会社は意見書の配布をしなくともよい (s. 144₍₅₎)。

請求者の署名した請求書が会社の登記した事務所で公示される。公示は議案の通知に関する請求書については、総会の会日の6週間前、その他については、会日の1週間前からである (s. 144_{(4)(a)})。通知または配布費用を請求者は供託しなければならない (s. 144_{(4)(b)})。

以上と異なる付属定款の定めは無効であり (s. 144₍₆₎)、本条に違反した役員は1,000ドル以下の罰金に処せられる (s. 144₍₇₎)。

(6) 特別通知

退任監査役以外の者を監査役に選任する議案や会社法典187条により取締役を解任する議案については、議案についての特別の通知が会社になされなければならない。注意すべきは、特別通知は会社によりなされるのではなく、会社に対しなされることである²⁶⁾。上の特別通知は当該議案が提出される総会の会日の正味28日前になされることが必要である (s. 146)。通知をうけた会社は、総会の招集通知とともに、上の議案についての通知をすることとなる。特別通知を欠いた総会の決議は無効である。特別通知後28日以内の日を会日とする総会が招集される場合には、適法な通知がなされたものとされる (s. 146)。

26) J. F. Northey, *Introduction to Company Law in New Zealand* (8th ed., 1976), p. 152.

3 総会での手続

(I) 定足数

定足数充足の時期が問題であるが、付則A表によれば、総会が会議の目的たる事項の審議を開始した時に定足数がみたされねばならない²⁷⁾。したがって、この場合、会議の最初において定足数がみたされればよいと解されている²⁸⁾。

付属定款に別段の定めがない限り、定足数は公募会社では社員3人の出席、私会社では社員2人の出席である(s.138)。付則A表によれば、公募会社の場合には、定足数は社員3人の出席である²⁹⁾。これらの場合、代理人は定足数計算から除外されている。

私会社の場合には、付属定款で定足数を本人または代理人による社員2人の出席と定めるのが普通である。この場合、1人の社員が同時に他の社員の代理人として出席しても、定足数を充足しないと解されている³⁰⁾。

付則A表は、種類株主総会では、その種類の発行済株式総数の3分の1を有する株主2人の自らまたは代理人による出席と定めている³¹⁾。

社員1人の出席では総会は成立しないが³²⁾、例外もあるう³³⁾。また、裁判所が会社法典135条2項および139条1項にもとづいて社員1人の出席で総会の成立を認める場合も例外である。

27) Table A. art. 54.

28) Re Hartley Baird Ltd. [1955] Ch. 134.

29) Table A. art. 54.

30) Re J. Prain & Sons Ltd., 1947 S. C. 325.

31) Table A. art. 4

32) Sharp v. Dawes (1876) 2 Q. B. D. 26 (C. A.)

33) 種類株主総会の場合であるが、当該種類の株式の全部を有する1株主の出席をもって、総会の成立が認められた (East v. Bennett Bros Ltd. [1911] 1 Ch. 163.)。

ニュージーランド会社法における総会

付則A表によれば、定足数が総会の定刻後30分間以内に充足されない場合には、総会は次の週の同一の曜日・時刻および同一場所に延期され（ただし、取締役会は異なる日時・場所を定めうる）、もし延会で定刻後30分間以内に定足数が充足されないときには、出席社員の数をもって定足数とする。ただし、上の総会が社員の招集請求にもとづくものであるならば、総会は、流会となる³⁴⁾。

(2) 議長

付属定款に別段の定めがない限り、出席社員は議長を互選しうる(s.138(d))。しかし、付属定款で議長を定めているのが普通である³⁵⁾。付則A表によれば、総会の議長には取締役会の議長が当り、もし、取締役会の議長が特定していない場合、または議長が定刻後15分間以内に出席せずもしくは議長をつとめる意思を有しない場合には、出席取締役が議長を互選する³⁶⁾。出席取締役が議長をつとめる意思を有しない場合、または定刻後15分間以内に取締役の出席がない場合には、出席社員が議長を互選する³⁷⁾。

議長の職務として次の事項があげられている³⁸⁾。

- (a) 秩序を維持すること。
- (b) 議事を正しく進行させること。
- (c) 審議されている事項に関し、総会の意向が正しく確認されるよう配慮すること。
- (d) 会議中決定が必要となった付隨的事項を決定すること。

混乱の場合を除いて、議長は自己の判断で閉会を宣することはできない³⁹⁾。

34) Table A, art. 55.

35) Dalgish, op. cit., p. 112; Farrands, op. cit., p. 255; Northey, op. cit., p. 149.

36) Table A, art. 56.

37) Ibid., art. 57.

38) Farrands, op. cit., p. 257; Dalgish, op. cit., p. 112.

39), 40) Dalgish, op. cit., p. 113.

獨協法学

議長は出席社員に相当な発言時間を与えた後に、討議終了の動議を提出することとなる⁴⁰⁾。議長が勝手に閉会を宣した場合には、出席社員は新しい議長を選び議事を続行しうる⁴¹⁾。議長は、付属定款に明文の定めがない限り、キャスティングボートは有しないが、付則A表は、議長にキャスティングボートを認めている⁴²⁾。

(3) 延会（継続会）

混乱が生じた場合には、議長はその判断で総会を延期しうる。

延会については付則A表に定めがある⁴³⁾。これによると、議長は、総会が成立した後に、総会の同意をえて総会の日時・場所を変更しうる。延会での審議事項は先の総会で審議未了となった事項に限定される。審議事項が限定される代りに、延会および延会での議題について通知は不要である。ただし、総会が30日間以上延期される場合には、最初の総会についてと同様に延会に関する通知が必要である。

(4) 議事の進行

議事の進行の方法については、総会が、会社法典および付属定款の定めにしたがって決定することとなる⁴⁴⁾。① 通知・議事録・計算書類などを朗読するか、またはこれらを出席者に配布して目を通す時間を与えるにとどめるか、② 新聞の代表者その他総会への出席権を有しない者の出席を認めるか、③ いつ審議を打切り決をとるか、などを総会は決することができる⁴⁵⁾。

41) National Dwellings Society v. Skyes (1894) 3 Ch. 159.

42) Table A. art. 61.

43) Ibid., art. 58.

44) Farrands, op. cit., p. 256.

45) Per Lord Russell in Carruth v. I. C. I. Ltd. [1937] A. C. 707, at p. 761.

ニュージーランド会社法における総会

(5) 決議の方法

(ア) 挙手 付属定款に別段の定めがなければ、決議は挙手によって行われる⁴⁶⁾。会議の決議はまず挙手によるというのがコモンローのルールだからである⁴⁷⁾。普通、付属定款は、挙手の場合は各社員は1個の議決権を有するが、代理人は議決権を有しないと定めている⁴⁸⁾。

付則A表に若干の定めがなされている。

(a) 各種類の株式の内容にしたがうも、出席した株主は、挙手の場合には、1個の議決権を有する。ただし、代理人は議決権を有しない⁴⁹⁾。

(b) 共有の場合には、社員名簿に最初に登録されている共有者のみが議決権を行使する⁵⁰⁾。

(c) 払込を遅滞している株主は議決権を有しない⁵¹⁾。

取締役たる株主および決議に利害関係を有する株主も議決権を有する⁵²⁾。

決議の結果についての議長の報告および議事録への記載は決議についての絶対的証拠 (conclusive evidence) であり、それが決議についての賛否の割合またはそれぞれの数を明らかにしていなくともよい⁵³⁾。

(イ) 投票 挙手には決議の結果が迅速に判明する点において利点もあるが、代理人による議決権の行使が認められないから、それだけ社員の意思の正確な確認に欠ける⁵⁴⁾。また、多数の株式を有する株主も1個の議決権しか有しないから、これらの株主の意思に十分な配慮がなされているとは、

46) Farrands, op. cit., p. 257.

47) Re Horbury Bridge Coal Co. (1879) 11 Ch. D. 109.

48) Farrands, op. cit., p. 257.

49) Table A, art. 63.

50) Ibid., art. 64.

51) Ibid., art. 66.

52) Farrands, op. cit., p. 257.

53) Table A, art. 59(2).

54) Farrands, op. cit., p. 257.

獨協法學

いいがたい⁵⁵⁾。そこで、コモンローが投票を請求する権利を認めるにも拘わらず⁵⁶⁾、通常、付属定款に投票について定められている⁵⁷⁾。

投票の場合には、最初から株式資本を有する会社においては、各株主はその有する各株式ごとまたは併合株(stock)各20ドルごとに1個の議決権を有し、その他の会社の場合には、各社員は1個の議決権を有する。ただし、付属定款で別段の定めをなしうる(s.138(e))⁵⁸⁾。付則A表によれば、拳手の結果の報告の前までに投票の請求をしなくてはならない⁵⁹⁾。投票の場合には、代理人も議決権行使しうる⁶⁰⁾。代理人にも投票請求権がある⁶¹⁾。

付属定款で投票請求を制限する定めを設けることが考えられるので、会社法典は、特別の規定を定めている。すなわち、① 議長の選任または総会の延期以外の事項について投票を排除する付属定款の規定、② 投票には、③ 議決権を有する社員5人超の社員の請求、④ 議決権総数の10分の1超を有する社員の請求、⑤ 議決権を有する払込済株式資本の10分の1超を有する社員の請求を要求する付属定款の規定は無効である(s.141(1))。

付則A表は、投票請求権を、議長、議決権総数または議決権付払込済株式資本の10分の1を有する社員および総会に出席した3人の社員（代理人を含む）に与えている⁶²⁾。

投票は付属定款に定められた方法で行われる⁶³⁾。付則A表によれば、議長の選任または総会延期について投票が請求された場合には、直ちに投票がなされる。その他の事項については、議長が指定した時期に投票が行われる⁶⁴⁾。

55), 57) Farrands, op.cit., p.257

56) The Queen v. The Wimbledon Local Board (1882) 8 Q. B. D. 459 (C. A.).

58) See Northey, op. cit., p. 149.

59) Table A. art. 59(2).

60) Ibid., art. 67.

61) Farrands, op. cit., p. 258.

62) Table A. art. 59.

63) Farrands, op. cit., p. 258.

64) Table A. art. 62.

ニュージーランド会社法における総会

投票に際しては、議決権の不統一行使が認められている（s.142）。

（6）議決権の代理行使

代理人による議決権の行使については、コモンロー上の権利は存しない⁶⁵⁾。会社法典によって認められたものである。

株式資本を有する会社では、総会（または種類総会）に出席し、議決権を行使しうる社員は代理人（社員でなくともよい）を選任し、代理人により総会に参与することができる。付属定款に別段の定めがないかぎり、複数の代理人を選任することはできない。代理人は投票においてのみ議決権を行使することができる。招集通知には、社員が代理人を選任しうる旨を記載しなければならない。授権を証する書面の提出を、総会開会前48時間を超えて要求する付属定款の定めは無効である（s.140）。付属定款に、総会開会前に授権を証する書面の提出を要求する定めがない場合には、書面を提出しえない代理人も議決権を行使しうる⁶⁶⁾。

付属定款が授権を証する書面の形式を定める⁶⁷⁾。代理人には、代理人がその判断によって議決権を行使する包括代理人と特定の決議に賛成または反対するために選ばれる特定代理人の2種類があるが、代理の種類およびその証明について、付属定款に定めがあるのが普通である⁶⁸⁾。

付則A表には議決権の代理行使について、定めがなされている。

（a）投票においては、議決権の代理行使が認められる⁶⁹⁾。

（b）代理人を選任する書面には委任者本人の署名が必要である。代理人は社員たることを要しない⁷⁰⁾。

65) Per Lord Hanworth M. R. in *Cousins v. International Brick Co. Ltd.* [1931] 2 Ch. 90 (C. A.) at p. 100.; *Farrands*, op. cit., p. 258.

66) *Northey*, op. cit., p. 149.

67), 68) *Farrands*, op. cit., p. 259.

69) Table A, art. 67.

70) *Ibid.*, art. 68.

獨協法學

- (c) 代理人を選任する書面は総会またはその延会の開会の48時間前に登記した事務所に提出されなければならない⁷¹⁾。
- (d) (包括代理または特定代理に関して特別の定めがなされている。)⁷²⁾
- (e) 代理人を選任する書面は代理人に投票請求権を授与するものとする⁷³⁾。
- (f) 本人の死亡・精神異常または代理人の解任の場合には、これらについての書面による通知が総会またはその延会の開会前に会社の登記した事務所になされていないかぎり、代理人による投票は効力を有する⁷⁴⁾ (コモンローにおいては、本人の死亡または精神異常は代理権を消滅さず⁷⁵⁾)。

会社のために善意 (*bona fide*) に行動する取締役は会社の費用で自己のための委任状用紙を株主に送付しうるとする判例がある⁷⁶⁾。しかし、取締役会が特定の者への代理権授与を勧誘する場合には、総社員に勧誘状を送付しなくてはならない (s.140(4))。

委任状の効力については、議長が判断する⁷⁷⁾。単なるミスプリントや全く明瞭な誤りは、委任状を無効としない⁷⁸⁾。たとえば、臨時総会と記載すべきであるのに、年次総会と委任状に記載されていたが、委任状に記載された日付の総会と混同されるような総会が他にない場合には、委任状は有效である⁷⁹⁾。委任状を与えた株主が自ら出席し、議決権を行使した場合には、株主の議決権行使は代理人の解任の効果を生ずるとする判例がある⁸⁰⁾。

社員が法人社員である場合には、その取締役会が定める者が会社を代表して、議決権を行使する (s.143)。

71) Ibid., art. 69.

72) Ibid. arts. 70, 71.

73) Ibid., art. 72.

74) Ibid., art. 73

75) Farrands, op. cit., p. 259.

76) Peel v. L. & N. W. Ry. Co. [1907] 1 Ch. 5 (C. A.).

77), 78) Farrands, op. cit., p. 260.

79) Oliver v. Dalgleish [1963] 1 W. L. R. 1274.

80) Cousins v. International Brick Co. Ltd., ante.

ニュージーランド会社法における総会

(7) 議事録

会社は、総会での手続のすべてについて議事録を作成しなければならない。
(s.149₍₁₎)。議長が署名した総会またはその延会の議事録は、総会での手続の証拠である
(s.149₍₂₎)。しかし、付属定款に別段の定めがないかぎり、絶対的証拠ではなく、証拠をあげて議事が正確でないことを主張しうる⁸¹⁾。適法に作成した議事録には、総会での手続の適法性についての推定力が与えられているわけである⁸²⁾。

議事録は装丁した帳簿その他で作成されるが(s.459₍₁₎)、後者の場合には、改ざん防止や閲覧の便のための十分な配慮が必要である(s.459₍₂₎)。

議事録は会社の登記した事務所で社員の閲覧に供せられる(s.50)。

4 決議

(I) 決議の種類

決議には、通常決議(ordinary resolution)、臨時決議(extraordinary resolution)および特別決議(special resolution)の3種がある。

(a) 通常決議 会社法典にはこれに関する定めはないが、出席社員の有する議決権の過半数で決する決議である⁸³⁾。招集通知の期間は、決議がなされる総会の種類などさまざまな要素にかかっているが、最短は正味14日間である⁸⁴⁾。

(b) 臨時決議 臨時決議をなす趣旨を明らかにした適法な招集通知がな

81) Northey, op. cit., p. 152. 前述のごとく付則A表(art. 59₍₂₎)は、決議について絶対的証拠であると定めている。

82) Farrands, op. cit., p. 260.

83) Farrands, op. cit., p. 261; Dalgish, op. cit., p. 115; Northey, op. cit., p. 152.

84) Farrands, op. cit., p. 261.

獨協法學

された総会において出席社員の有する議決権の4分の3以上に当る多数をもってなす決議である (s.145)。招集通知の期間は、最短は正味14日間である。臨時決議が要求される場合として、たとえば、任意清算 (voluntary winding up) (s.268(1)(c))の場合がある⁸⁵⁾。

(c) 特別決議 特別決議をなす趣旨を明らかにした適法な通知がなされた総会において出席社員の有する議決権の4分の3以上に当る多数をもってなす決議である (s.145)。招集通知の期間は、最短は正味21日間である。付則A表によれば、通知を発した日（または発したとみなされる日）と総会の会日までの間に正味21日間の期間が必要である⁸⁶⁾。

もっとも、通知期間が所定の期間未満であっても、① 株式資本を有する会社にあっては、議決権を与えられた株式の95パーセント以上を有する出席社員の承認によって、② 株式資本を有しない会社にあっては、議決権の95パーセントを有する社員の承認によって、招集通知は有効となる。(s.145(2))。

特別・臨時決議の招集通知には、決議内容が正確に記載されなければならない。

(2) 決議の結果の報告

投票で決議がなされない場合には、特別・臨時決議の結果についての議長の報告は、決議に関する絶対的証拠である (s.145(3))。ただし、議長の報告した賛否の数より、決議が適法になされていないことが明らかな場合には、議長の報告は絶対的証拠ではない⁸⁷⁾。

85) Dalgish, op. cit., p. 115; Northey, op. cit., p. 152.

86) Table A. art. 51.

87) Dalgish, op. cit., p.117; Re Caratal (New) Mines Ltd. [1902] 2 Ch. 498.

この事件では、議長が「賛成6, 反対23, 代理人による賛成200。よって議案は可決された」と報告した。役票でないから代理人による議決権の行使は認められないことを理由に、議長の報告は絶対的でない、と判決された。

ニュージーランド会社法における総会

(3) 議案の修正

議案の中核的事項に関する積極的修正案が提案された場合には、修正案について、まず決議がなされねばならない⁸⁸⁾。適法に提案された修正案を議長が総会に諮らなかつた場合には、なされた決議は無効である⁸⁹⁾。

問題は提案しうる修正案の範囲である。一般的には、修正案が総会の招集通知の範囲を越えている場合には、修正案について審議しえないと解されている⁹⁰⁾。特別事項の通知は総会招集の目的を明らかにして議案を明確にしなければならないから、特別事項の議案については修正の範囲は狭い⁹¹⁾。特別・臨時決議については修正できないと考えられている⁹²⁾。なぜなら、特別・臨時決議の通知には、決議内容が正確に記載されねばならないからである⁹³⁾。ただし、任意清算の場合に、当初予定されて通知されていた清算人の変更は可能であるとする判例がある⁹⁴⁾。清算の決議が成立すれば、通知がなくとも会社法典にもとづいて清算人を選任しうるというのが、その理由である。

(4) 決議の登記官吏への届出

下記の決議については、決議後15日間以内にその謄本（印刷またはタイプされたもの）を登記官吏に届け出なければならない（s.147）⁹⁵⁾。

- (a) 特別決議。
- (b) 臨時決議。

88) Farrands, op. cit., p. 262.

89) Henderson v. Bank of Australasia (1890) 45Ch. D. 330 (C. A.).

90) Farrands, op. cit., p. 262; Northey, op. cit., p. 152; Dalgish, op. cit., p. 117.

91) Farrands, op. cit., p. 262.

92) Farrands, op. cit., p. 262; Northey, op. cit., p. 152.

93) Farrands, op. cit., p. 262.

94) Re Trench Tubeless Tyre Co. [1900] 1 Ch. 408 (C. A.).

95) Dalgish, op. cit., p. 117.

獨協法學

(c) 特別・臨時決議でなすべき決議を総社員の同意によってなした決議⁹⁶⁾。

(d) ある種類の株主を拘束する決議。

(e) 会社法典268条1項にもとづく清算のための決議。

なお、上の決議の謄本が、その後に発行される付属定款の謄本に添付される。

(5) 延会（継続会）での決議

延会での決議は延会当日に成立したものとする (s.148)。

(6) 決議事項

(ア) 取締役の解任は明文をもって通常決議事項とされている (s.148)。

株式の割引発行 (s.65), 新監査役の選任 (ss.163, 164) なども通常決議事項と解されている⁹⁷⁾。増資も実務では通常決議で行っている⁹⁸⁾。

(イ) 支払不能の場合の任意清算 (s.268(1)(c)), 任意清算の場合における清算人への一定の権限の許容 (s. 294), 任意清算中の会社とその債権者との間の協定 (s.297), などが臨時決議事項である⁹⁹⁾。

(ウ) 商号変更 (s.32(1)), 目的の変更 (s.18), 付属定款の変更 (s.24), 減資 (s.75), 任意清算の開始 (s.268(1)(b))¹⁰⁰⁾ 任意清算の場合の会社財産の現金または株式での売却権の清算人への授与 (s.278) など重要な事項が特別決議事項である¹⁰¹⁾。

5. Rule in Foss v. Harbottle

会社の権利能力内にある内部的な業務執行には裁判所は関与しないというの

96) 総株主の同意による決議をもって、特別・臨時決議に代えうる。

97)～99) ,101) Farrands, op. cit., p. 263.

100) 任意清算には社員がイニシヤチブをとるものと債権者がイニシヤチブをとるものとがある。特別決議事項とされているのは前者である。

ニュージーランド会社法における総会

が、会社に関する基本的原則である¹⁰²⁾。《Rule in Foss v. Harbottle》として知られている¹⁰³⁾。したがって、会社に加えられた不正の除去および損害の回復のためには、まず会社自身が訴を提起すべきである¹⁰⁴⁾。この法理の根拠として二つあげられている¹⁰⁵⁾。第1は、会社の業務執行の評価は多数派社員の判断に委ねられていることである。少数派の主張を認める判決をしても、その判決は総会の決議によって無駄なものになるのである¹⁰⁶⁾。第2は、訴訟の重複を防止するためである。

以上の法理に対し若干の例外がある。

- (a) 問題の行為が会社の権利能力外の行為である場合である¹⁰⁷⁾。
- (b) 問題の行為が単純多数決では承認しえない場合である¹⁰⁸⁾。
- (c) 問題の行為が会社を支配する者によってなされ、かつその行為が少数派に対する詐欺となる場合である¹⁰⁹⁾。訴を認めなければ、少数派の救済方法がなくなるからである。かかる行為として、① 会社財産の奪取、② 会社の最良の利益をはかって善意で職務を執行するという取締役の義務の放棄、③ 奪取に当るといえる条件での多数派による少数派の利益の取得、などがあげられる¹¹⁰⁾。

社員としての資格においてうけた損害、すなわち、付属定款に違反する行

102) Dalgish, op. cit., p. 118.

103) (1843) 2 Hare. 461.

104) Farrands, op. cit., p. 263.

105) Ibid., p. 264.

106) R. R. Pennington, Company Law. (3rd.ed., 1973), p. 559.

107) Farrands, op. cit., p. 264; Dalgish, op. cit., p. 119; Northey, op. cit., p. 206; see Gray v. Equitable Insurance Association of New Zealand Limited (1888) 6 N. Z. L. R. 450. S. C.

108) Farrands, op. cit., p. 265; Northey, op. cit., p. 207; Black White and Grey Cabs Ltd. v. Fox [1969] N. Z. L. R. 824.

109) Farrands, op. cit., p. 264; Dalgish, op. cit., p. 119; Northey, op. cit., p. 209; Cook v. Deeks [1916] 1 A. C. 554.

110) L. C. B. Gower, Modern Company Law (3rd.ed., 1969) pp. 579, 558.

為、たとえば、総会出席の拒否、配当金の不払などは契約違反であり、社員は会社および責任者に対して訴を提起しうること、もちろんである¹¹¹⁾。

6 少数派の保護

会社においては多数決原則が貫かれるべきであるが、しかし、多数派社員と少数派社員との権利の公正な均衡は会社活動の円滑化のための要諦であるから、会社法典および判例法は一定の場合には多数決原則を制限する¹¹²⁾。

少数派社員保護の例として次のものをあげうる¹¹³⁾。

(a) 少数派社員に対する詐欺の法理 この法理によって CooK 事件では、1 株主が Foss 事件の法理にも拘わらず、訴を提起して会社財産の返還を求めることができた。

(b) Foss 事件における法理に対するその他の例外

(c) 会社法典上の少数派社員の保護規定 社員は会社事業の経営が自己を含めて若干の社員を圧迫する場合には裁判所に救済を求めることができる (s.209)。社員は年次総会を招集できるし、場合によっては、臨時総会を自ら招集しうる (s.135⁽²⁾)。

また、ある種類の株式の内容が付属定款にしたがって変更される場合には、この種類の発行済株式総数の 5 パーセントを有する不服株主は、変更取消の訴を提起しうる (s.81)。200 人以上の社員または発行済株式総数の 10 分の 1 以上を有する社員は、会社の業務状況の検査および会社の社員構成の調査を裁判所に請求しうる (ss.168, 176)。

111) Farrands, op. cit., p.266; see Pender v. Lusington (1877) 6 Ch. D. 70.

112) See Palmer's Company Law (20th ed.) p.492.

113) Farrands, op. cit., pp.267, 268.